

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等を応援します！

旭市中小企業者等 事業継続支援金

対象期間等
拡大!!

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に深刻な影響を受けている事業者を対象に、経営の維持や継続の為に支援金を給付します。

(注) 過去に旭市飲食店等緊急支援給付金または本支援金を受給された方は、原則として対象外です。

対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

- 旭市内に事業所(店舗)または住所を有する中小企業者(個人事業主を含む)で、令和2年以前から事業を営んでいる ※ 農水産事業者は除く
- 令和2年8月～令和3年3月のいずれかの月の売上げが、前年の同月と比較して、30%以上減少している

支援額

1事業者につき
1回限りの支給

- 売上減少率50%以上 ……20万円
※ ただし、令和元年の月平均売上高(令和2年創業の場合は、令和2年の月平均売上高)が20万円未満の場合は、10万円とする。
- 売上減少率30%以上50%未満 ……10万円

必要書類

- 旭市中小企業者等事業継続支援金給付申請書兼請求書(第1号様式)
- 営業許可証等の事業を営んでいることがわかる書類の写し
- 令和元年の確定申告書類の控え等の写し
※ ただし、令和2年中に創業された方は、令和2年分の確定申告書類の控え等の写し
- 売上台帳等の売上高の減少がわかる書類の写し
- 個人事業主の方は、公的身分証明書の写し
- 振込指定口座の通帳の写し

※申請書(第1号様式)は、市HPからダウンロード、または市役所本庁舎・市商工観光課及び各支所、商工会の窓口でも入手できます。

申請方法

原則郵送 ※ 感染防止のため、下記の申込先に郵送してください。

受付期間

令和3年3月1日(月)～5月31日(月) ※ 当日消印有効

申込先 ・ 問合せ先

〒289-2504 千葉県旭市二の5127番地
旭市役所 商工観光課 商工労政班
電話：0479-62-5874



旭市